

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

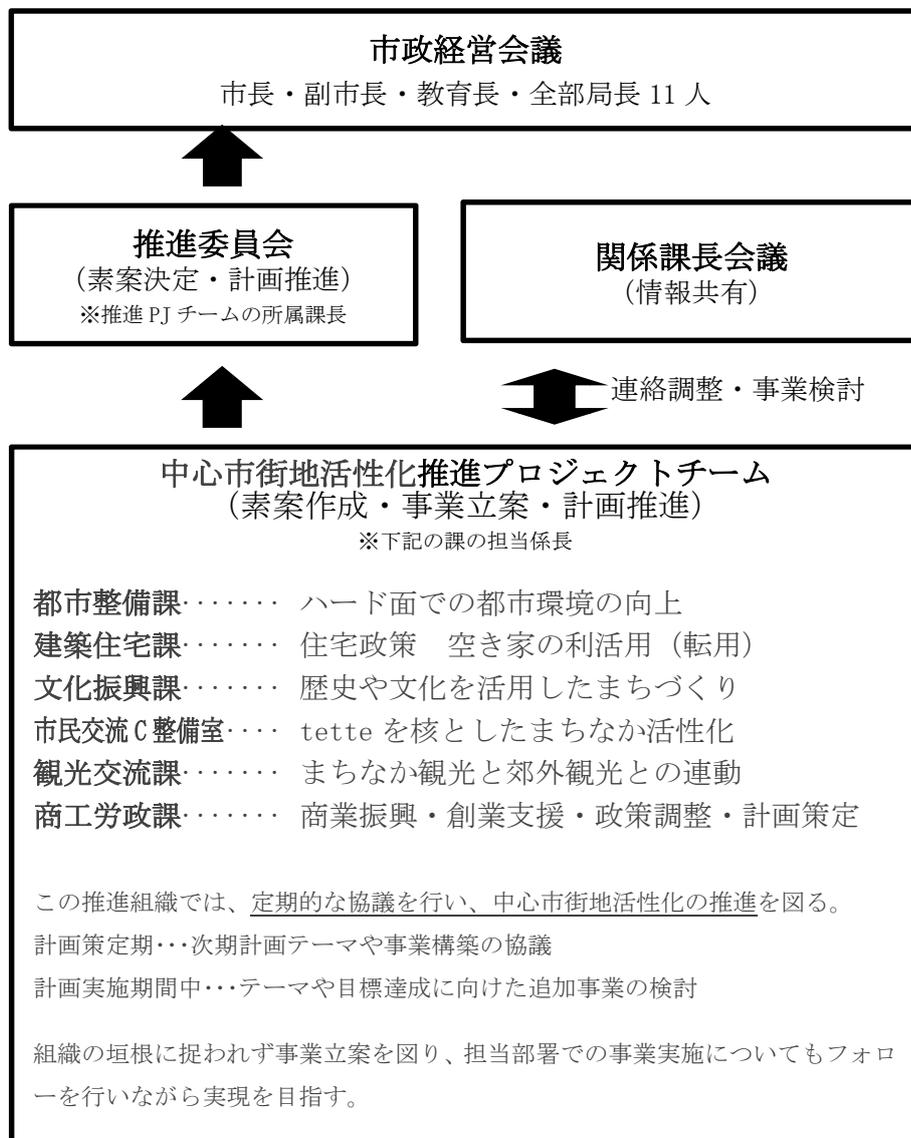
(1) 庁内体制

① 中心市街地活性化推進に係る担当の設置

中心市街地の活性化を図るため産業部商工労政課商業振興係において、第1期基本計画の策定及び推進をしてきた。平成28年4月からは同商工労政課内に中心市街地活性化推進係（係長1名・担当1名）を設置し、関係各課との調整・協議を行いながら、施策・事業を実施している。

② 庁内における推進体制

第2期基本計画の策定及び実施に向け、平成29年9月より、関係課長で組織する中心市街地活性化推進委員会を組織し、その下に素案作成や事業立案を実施する中心市街地活性化推進プロジェクトチームを設置した。庁内各課との意見調整を図りながら、市の政策決定組織である市政経営会議において計画の最終決定を行う。



■開催経過（中心市街地活性化推進会議）

開催日	議事の概要等
第1回 平成29年9月25日	・第2期中心市街地活性化基本計画策定の方向性について
第2回 平成30年4月18日	・市民アンケートの結果について ・第2期中心市街地活性化基本計画の概要について
第3回 平成30年7月10日	・第2期中心市街地活性化基本計画における目標の設定について
第4回 平成30年10月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画案について

■開催経過（市政経営会議）

開催日	議事の概要等
第1回 平成30年4月25日	・第2期中心市街地活性化基本計画の概要について
第2回 平成30年10月23日	・第2期中心市街地活性化基本計画案について

③ 須賀川市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容

平成29年3月議会	・一般質問に対して、須賀川市中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、引き続き定住促進や商業活動の活性化、回遊性の向上に取り組むこと、及び第2期基本計画策定に向けた基礎調査等を行う旨が回答されている。
平成30年3月議会	・市長より、第2期基本計画の策定に取り組む旨が説明されている。 ・一般質問に対して、まちなか駐車場の課題については、まちづくり会社等関係団体と連携の上、第2期基本計画に位置付けながら対応していく旨が回答されている。
平成30年6月議会	・一般質問に対して、中心市街地内の空き店舗を活用したシェア店舗、空き地を活用したチャレンジショップの展開などについて、第2期基本計画において対応していく旨が回答されている。

(2) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場

① 中心市街地活性化戦略ミーティング

日時：日時 平成27年3月より週1回を基本とする

場所：株式会社こぷろ須賀川事務所

参加メンバー：市産業部商工労政課・須賀川商工会議所・株式会社こぷろ須賀川

② 須賀川市中心市街地活性化基本計画パブリックコメント

意見募集期間：平成30年11月6日（火）～11月19日（月）

閲覧等方法

(1) 閲覧場所等

市ホームページ・市役所商工労政課

(2) 閲覧可能時間

原則として平日の8:30から17:15まで(市ホームページ以外)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 須賀川市中心市街地活性化協議会の概要

「須賀川市中心市街地活性化基本計画」策定にあたり、総合的な観点に立って地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、新生須賀川市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための市民協議の場として、須賀川商工会議所と株式会社こぶろ須賀川が設置主体となり、平成25年5月20日に須賀川市中心市街地活性化協議会を設立した。

第2期基本計画の策定及び認定申請を目指すことについては、平成29年5月10日の会議において全会一致で了承された。

設立日：平成25年5月20日

組織：須賀川商工会議所と株式会社こぶろ須賀川が設置主体となり、中心市街地における民間事業者や須賀川市などにより組織。詳細は、協議会構成団体委員名簿参照。

役割等：須賀川市中心市街地活性化基本計画策定にあたり、総合的な観点に立って地域の多様な関係者の合意形成を図りながら、新生須賀川市の社会的、文化的、経済的活動の中心たるべき魅力溢れる中心市街地を形成するための市民協議の場

(2) 構成員

■協議会構成団体委員名簿(平成30年5月現在)

根拠法令	組織対象	所属団体	所属団体役職	備考
法第15条 第1項関係 協議会を組 織できる者	商工会議所	須賀川商工会議所	会頭	会長
		須賀川商工会議所	専務理事	専務理事
	まちづくり会社	株式会社こぶろ須賀川	代表取締役社長	副会長
		株式会社こぶろ須賀川	取締役副社長	幹事
		株式会社こぶろ須賀川	取締役副社長	幹事
法第15条 第4項関係 協議会に参 加することが できる者	福利施設整備	須賀川市社会福祉協議会	会長	
	商業活性化	須賀川商店会連合会	会長	幹事
		須賀川中央商店街振興組合	理事長	幹事
		須賀川市宮先町商店街振興組合	理事長	
	交通関係	福島交通(株)須賀川営業所	所長	
		東日本旅客鉄道(株)須賀川駅	駅長	
	市町村	須賀川市	建設部長	
		須賀川市	産業部長	幹事
		須賀川市	文化スポーツ部長	
	法第15条 第7項関係 協議会に協 力が求めら	地域経済	須賀川地区経営者協会	会長
夢みなみ農業協同組合			代表理事組合長	
須賀川信用金庫(須賀川市金融団)			常勤理事 総合企画部長	監事
須賀川商工会議所青年部			会長	

れる者 法第 15 条 第 8 項関係 法定外構成 員		須賀川商工会議所女性会	会長	
		(公社)須賀川青年会議所	理事長	幹事
	観光	須賀川観光協会	会長	
	教育・文化	須賀川市教育委員会	教育部長	
	居住整備	福島県宅地建物取引業協会 郡山支部須賀川ブロック	ブロック長	
		福島県建築士会須賀川支部	支部長	幹事
	医療・福祉	公立岩瀬病院企業団	事務長	
	住民コミュニテ ィ	須賀川市女性団体連絡協議会	会長	監事
		特定非営利活動法人チャチャチャ 21	理事長	
		須賀川知る古会	会長	幹事
オブザーバ ー	行政機関	福島県中地方振興局	企画商工部長	
		福島県中建設事務所	所長	
		福島県須賀川土木事務所	所長	

(3) 協議開催状況

■平成 29 年度

開催月日	内 容
平成 29 年 5 月 10 日	【平成29年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 平成 28 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 2. 基本計画記載事業の進捗状況等について 3. 第 2 期中心市街地活性化基本計画策定について 4. その他
平成 30 年 3 月 26 日	【平成29年度須賀川市中心市街地活性化協議会第2回全体会】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 第 1 期中心市街地活性化基本計画の変更について 2. 第 2 期中心市街地活性化基本計画の方向性について 3. その他

■平成 30 年度

開催月日	内 容
平成 30 年 5 月 8 日	【平成30年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 平成 29 年度認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 2. 第 1 期基本計画記載事業の進捗状況等について 3. 第 1 期基本計画の変更について 4. 第 2 期基本計画の方向性について 5. その他

平成 30 年 10 月 26 日	【平成30年度須賀川市中心市街地活性化協議会第2回全体会】 協議事項 1. 第2期中心市街地活性化基本計画（案）について 2. その他
平成 31 年 1 月 9 日	【平成30年度須賀川市中心市街地活性化協議会第3回全体会】 協議事項 1. 第2期中心市街地活性化基本計画（案）について 2. その他
平成 31 年 3 月 28 日	【平成30年度須賀川市中心市街地活性化協議会第4回全体会】 協議事項 1. 歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト事業について 2. 第2期中心市街地活性化基本計画について

■令和元年度

開催月日	内 容
令和元年 5 月 24 日	【令和元年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 第1期中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告について 2. 第1期基本計画記載事業の進捗状況等について 3. 歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト事業の進捗状況について 4. その他

■令和2年度

開催月日	内 容
令和2年 5 月 22 日	【令和2年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会(書面開催)】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 認定中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告について 2. 歩いて暮らせるまちづくり強化プロジェクト事業の終了報告について 3. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の取組みに対する意見書（案）について

■令和3年度

開催月日	内 容
令和3年 4 月 30 日	【令和3年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会(書面開催)】 報告事項 1. 異動に伴う委員変更の件 協議事項 1. 認定中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する報告について 2. スカガワモンスタースタンプラリーの終了報告について

	<ul style="list-style-type: none"> 3. t e t t e利用者アンケート集計結果について 4. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の取組みに対する意見書（案）について
令和3年12月8日	【令和3年度須賀川市中心市街地活性化協議会第2回全体会（書面開催）】 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の変更について 2. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見書（案）について

■令和4年度

開催月日	内 容
令和4年5月12日	【令和4年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会】 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 異動に伴う委員変更の件について 2. L I N E版スカガワモンスタースタンプラリーの報告について 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 2. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の取組みに対する意見書（案）について

■令和5年度

開催月日	内 容
令和5年5月2日	【令和5年度須賀川市中心市街地活性化協議会第1回全体会（書面開催）】 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 異動に伴う委員変更の件について 2. L I N E版スカガワモンスタースタンプラリーの報告について 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 認定中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について 2. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の取組みに対する意見書（案）について
令和5年12月19日	【令和5年度須賀川市中心市街地活性化協議会第2回全体会（書面開催）】 協議事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の変更について 2. 第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画の変更に対する意見書（案）について

(4) 法第 15 条各項の規定への適合

本協議会は、以下の通り法第 15 条各項の規定に基づき適合した組織として構成している。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしいものとして、まちづくり会社である株式会社こぶろ須賀川を構成員としている（同社は中心市街地の活性化に関する法律施行令第 6 条第 2 項の要件を満たしている。）。
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしいものとして、須賀川市商工会議所を構成員としている。
- ・ 第 3 項の規定と協議会規約第 4 条に基づいて、商工会議所、株式会社こぶろ須賀川及び市のホームページを含めた広報への記載により協議会組織等の公表を行うこととしている。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、福利施設整備、商業活性化、交通の各関係者及び行政を構成員として加えている。
- ・ 第 5 項の規定については、協議会規約第 6 条第 2 項で参加申出を拒めないことを定めている。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めている。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、地域経済、観光、教育・文化、居住整備、医療・福祉、住民コミュニティの各関係者を構成員として加えている。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議結果について尊重し、協議を図っている。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めている。

(5) 協議会から提出された意見書

須商発第114号
平成31年1月17日

須賀川市長 橋本 克也 様

須賀川市中心市街地活性化協議会
会長 渡邊 達雄
(須賀川商工会議所会頭)



第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

第2期須賀川市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）については、これまでの協議を踏まえたものであり、須賀川市中心市街地の活性化への向けての5カ年の行動計画として、妥当なものであると認め、その内容について同意するものであります。

つきましては、基本計画（案）の実現に向けて、下記の意見とともに、当協議会としても、須賀川市との連携・協働により進行管理に努めてまいりますことを申し添えます。

記

1. 「訪れたい魅力ある市街地の確立」に向け、「市民交流センターを核とした回遊推進事業」や「須賀川駅西地区都市再生整備事業」などについては、商店街や関係団体等と一緒に推進していただきたい。
2. 「新たな挑戦による魅力の向上」に向け、新たな出店希望者の創出に努め、空き地や空き店舗の利活用を推進するための仕組みづくりについて、商工会議所や株式会社こぶろ須賀川などとの連携により、より一層実行性のあるものとしていただきたい。
3. 今後、基本計画（案）の実現に向けて、新たな事業が具現化された場合は、同計画への追加を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。

(6) 協議会規約

(設置)

第1条 須賀川商工会議所及び株式会社こぶろ須賀川は、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「須賀川市中心市街地活性化協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第3条 協議会は、須賀川市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進するため、須賀川市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、須賀川市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第4条 協議会の公告は、須賀川商工会議所、株式会社こぶろ須賀川及び須賀川市のホームページを含めた広報への記載によりこれを行う。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- (イ) 須賀川市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項についての意見提出
- (ロ) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画についての協議
- (ハ) 須賀川市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (ニ) 須賀川市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (ホ) 須賀川市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (ヘ) 須賀川市中心市街地の活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- (ト) 協議会活動の情報発信
- (チ) その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

- (イ) 市街地整備改善事業に関すること
- (ロ) 都市福利施設整備事業に関すること
- (ハ) 街なか居住促進事業に関すること
- (ニ) 商業活性化事業に関すること
- (ホ) イからニまでに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関すること

(3) その他中心市街地の活性化に関すること

- (イ) 各種組織、団体との交流
- (ロ) 関係情報の収集
- (ハ) その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第6条 協議会の構成員は、次のものにより構成される。

- (1) 須賀川商工会議所（法第15条第1項第2号イ）
- (2) 株式会社こぶろ須賀川（法第15条第1項第1号ロ）
- (3) 須賀川市（法第15条第4項第3号）
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 法第15条第7項に規定する者
- (6) 法第15条第8項に規定する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 前項第4号に該当する者であつて、協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。

3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第4号に規定するものでなくなつた時、又はなくなつたと認められる時は、協議会を退会するものとする。

(入会)

第7条 構成員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申し込み、幹事会の承認を得なければならない。

(退会)

第8条 構成員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 構成員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第9条 構成員が次に該当するときは、幹事会において幹事の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき

2 前項第1号の規定により構成員を除名しようとするときは、除名の議決を行う幹事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(委員)

第10条 委員は、第6条各号に掲げるものが指名するものをもって充て、全体会において構成員としての意思を表明する。

2 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 専務理事 1名

(4) 幹事 若干名

(5) 監事 若干名

2 会長は、須賀川商工会議所会頭とする。

3 副会長は、委員の中から会長が選任し、全体会において承認を得なければならない。

- 4 専務理事は、須賀川商工会議所専務理事とする。
- 5 幹事は、委員の中から会長が選任し、全体会において承認を得なければならない。
- 6 監事は、委員の中から会長が選任し、全体会において承認を得なければならない。
- 7 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。
- 8 役員は、非常勤とする。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事は、幹事会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。
- 5 監事は、協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を全体会に報告する。

(会議の種類)

第13条 会議の種類は次の通りとする。

- (1) 全体会
- (2) 幹事会

(全体会)

第14条 全体会は、適宜開催する。第5条に定める活動、活動方針・活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、役員の選任、その他必要と認める事項を審議し決定する。

- 2 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 全体会は、第10条で規定した委員で構成する。
- 4 全体会の議事は、委員の過半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第15条 幹事会は、適宜開催し、協議会の活動を実施するうえでの必要な協議及び連絡調整等を行う。

- 2 幹事会は、会長、副会長、専務理事、幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 幹事会は、協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 6 幹事会は、協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第16条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は須賀川商工会議所内に置き、庶務を行う。

- 2 事務局に、事務局長1人の他、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、庶務を統括する。

4 事務局員は、事務局長の指揮を受け、庶務を処理する。

(会計)

第18条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入及び経費)

第19条 協議会の運営に要する経費は、協議会予算の定めるところにより、補助金、負担金、運営協力金、寄付金及び事業収入、その他の収入をもってあてる。

(運営協力金)

第20条 運営協力金とは、協議会の趣旨に賛同する事業者が、協議会運営にかかる費用について拠出する協力金のことをいう。

(解散)

第21条 全体会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、全体会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1 この規約は平成25年5月20日から施行する。

2 協議会設立時の役員、委員の任期は、第10条第2項及び第11条第7項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 この規約による初年度の会計年度については、第17条の規定にかかわらず、施行の日から翌年3月31日までとする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、全体会の承認を得て、別に定める。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

① 客観的現状分析

中心市街地の現況を把握するため、各種統計データ等を用いて客観的な現状分析を行った。詳細は、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現況」において、各種統計データ等を用いた現状の把握・分析について記載している。

② 第1期基本計画に基づく事業の実施状況及び評価

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 第1期基本計画の取り組み状況」に記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

① 中心市街地活性化に関する啓発活動

市民の意向を把握するため、「須賀川市中心市街地活性化基本計画（案）」に対するパブリックコメントを平成30年11月6日から11月19日までの14日間実施したところ、意見の提出は無かった。

② 地域住民等を対象とした協議・検討の場

中心市街地活性化協議会における協議のほか、地域住民や地元商店街関係者等からなるまちづくり推進協議会において、中心市街地活性化に向けた事業の検討及び実施を図っている。

③ 地域住民等が中心となったまちづくりやイベント等に関する活動状況

複数の商店会等が形成されている中心市街地において、中心市街地の一体的な賑わい創出・活性化を目指して、平成15年から「元気だ！すかがわあきんど祭り」が開催されている。この祭りは、中心市街地の全域にある約60店舗が参加して毎月第4土曜日に開催されているもので、現在では市民への定着も深まり、中心市街地の活性化に寄与するイベントとなっている。

また、東日本大震災後の平成27年6月からは、須賀川の古くからの商店街のなかで、新たなヒトとモノの交流が生まれることを願う手作り市「すかがわの路地 de マーケット Rojima」が、市内の若手有志がボランティアで運営するRojima実行委員会の主催で、毎月第2日曜日に本町を中心とした路地や空き店舗などで開催されており、100店舗を超える回が出るなど賑わいを見せている。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

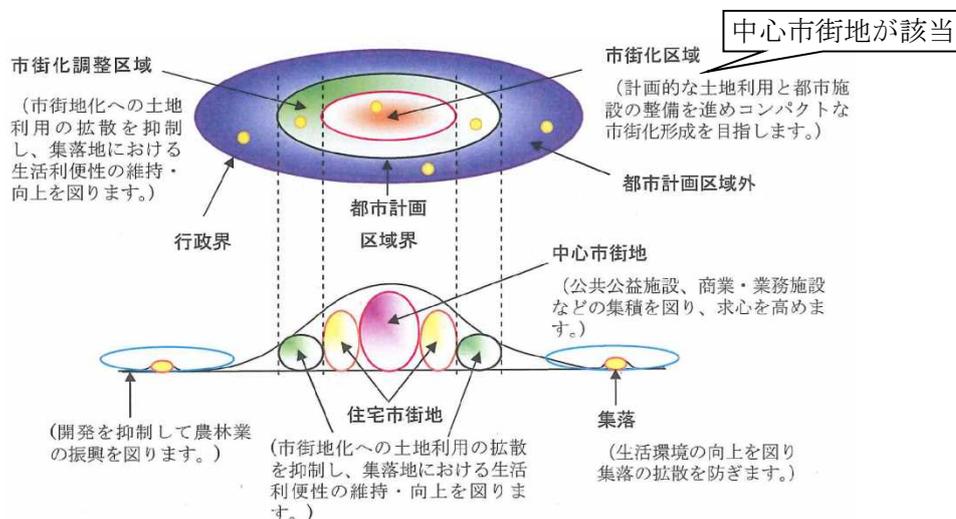
[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地への都市機能の集積の考え方としては、市の最上位計画である須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」のほか、都市機能集積のベースとなるまちづくり（都市計画）に関する「須賀川市都市計画マスタープラン」「須賀川市立地適正化計画」において、以下のように位置付けられている。

① 須賀川市都市計画マスタープラン（平成21年10月策定）

本市の都市計画の基本的な方針である「須賀川市都市計画マスタープラン」では、中心市街地を含む市街化区域は、「計画的な土地利用と都市施設の整備を進めコンパクトな市街地形成を目指す」とされている。

■ 「須賀川市都市計画マスタープラン」における将来の都市像



また、中心核を中心市街地とし、「市役所をはじめとする公共施設や商業業務が集積した地区」とし、「今後も中心地区として都市機能が集積する都市づくりを進める」とされている。

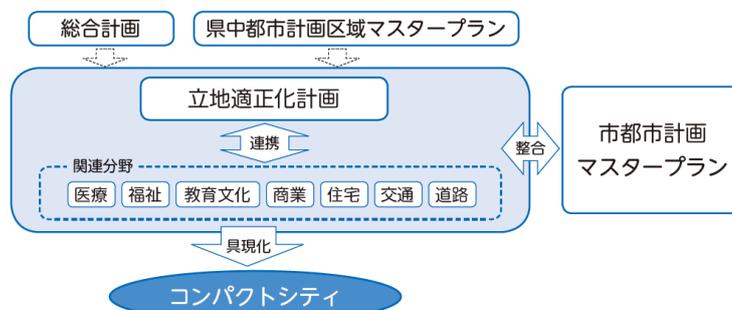
② 須賀川市第8次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2018」(平成29年12月策定)

本市の最上位計画である「須賀川市まちづくりビジョン2018」においては、最も基本となる「第3章 まちづくりの基本方針」の中で、中心市街地の活性化やコンパクトまちづくりについて以下のように位置付けている。

● 都市計画区域におけるコンパクトシティの推進

本計画や関連分野の計画等を踏まえ、コンパクトで持続可能な都市構造へ効率的に移行させるため、都市計画区域を対象に「立地適正化計画」を策定し、計画区域内への都市機能集約や定住人口の促進を図ります。

● 商工業の振興に努めるとともに、関係機関や地域・事業者と連携し、中心市街地の活性化に努めます。

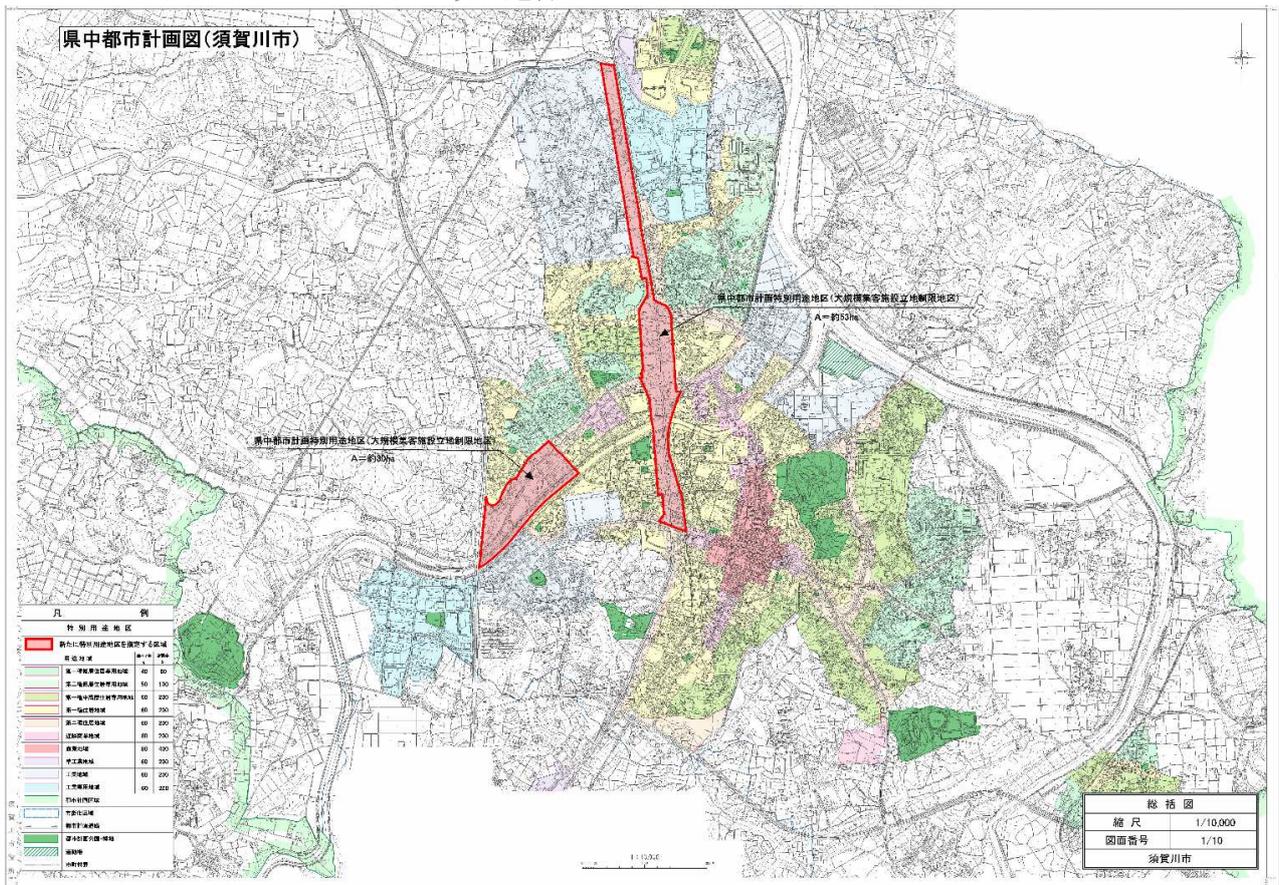


[2] 都市計画手法の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の分散を抑制し、本市が目指すコンパクトな市街地形成を実現するため、準工業地域（89.5ha）において、大規模集客施設（床面積 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限するために「県中都市計画特別用途地区」の決定及び「須賀川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の制定を、第 1 期基本計画の策定に合わせて平成 25 年度に実施した。なお、平成 30 年 9 月に条例改正を行い、昨今の建築形態の「複合化」や「大規模化」に伴う風営法や建築基準法の改正に対応している。

【規制の概要】

- 内 容：準工業地域（89.5ha）における大規模集客施設（床面積が 10,000 m²を超えるもの）の立地を制限
- 経 緯：平成25年8月2日、4日 地権者説明会を開催（計3回）
 同年9月30日 都市計画公聴会を開催（公述人なし）
 同年10月23日～11月5日 都市計画の決定（案）を縦覧に供する
 同年11月20日 市都市計画審議会を開催
 同年11月29日 上記審議会からの答申（議題の承認）
 同年12月20日 「県中都市計画特別用途地区」都市計画決定の告示
 「須賀川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の施行
 平成30年9月25日 「須賀川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の改正施行



なお、福島県においては、平成 18 年に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を定め、店舗面積 6,000 m²（店舗面積の算出が困難な場合は、延べ床面積が 10,000 m²）以上の特定小売商業施設の郊外への立地を抑制するなど、広域的な調整を行っている。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地における公共公益施設の立地状況

中心市街地には、公共公益施設が多く立地している。第1期計画で整備された市庁舎や市民交流センターをはじめ、今後新たに整備される施設も含めた多様な公共公益施設を有効に活用し、中心市街地の活性化を進めていく。

■主な公共公益施設

分類	設置主体	施設名
行政	市	市役所
	市	須賀川市水道部(大町分庁舎)
	市	コミュニティプラザ
	国	税務署
文化・福祉・運動など	市	総合福祉センター(解体)⇒市民交流センター
	市	図書館⇒市民交流センター ※市民交流センター開館に伴い解体
	市	中央公民館⇒市民交流センター ※市民交流センター開館に伴い解体
	市	博物館
	市	芭蕉記念館⇒(仮称)文化創造伝承館
	市	体育館
	市	武道館
	市	保健センター
警察	県	須賀川警察署
教育・保育	市	第二小学校
	市	第二小学校放課後児童クラブ館(第二小学校内)
	市	白鳩保育園
	民間	天泉こども園
運輸・通信	民間	JR 須賀川駅
	民間	福島交通須賀川営業所
	民間	須賀川郵便局
	民間	須賀川中町郵便局
	民間	須賀川南町郵便局
医療	公立岩瀬病院企業団	公立岩瀬病院
	市	須賀川地方休日夜間急病診療所(保健センター内)
	民間	医療法人高橋整形外科
	民間	医療法人吉田医院
	民間	太田メディカルクリニック
	民間	豊増医院
	民間	医療法人大高眼科医院
	民間	医療法人かみやま皮フ科クリニック
民間	矢部医院	

	民間	春日クリニック
	民間	大高内科クリニック
	民間	印南歯科医院
	民間	ゆき歯科クリニック
	民間	田代歯科医院
	民間	佐藤歯科医院
	民間	おのだ歯科医院
	民間	遠藤歯科医院
	民間	松井歯科医院
	民間	かわしま歯科
	民間	石井歯科医院
	民間	駅前歯科
	民間	草野歯科医院
その他	民間	須賀川商工会議所

(2) 須賀川市の大規模小売店舗の立地状況

① 中心市街地内の大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）

なし

② 中心市街地外の大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超えるもの）

店舗名	業態	主要取扱販売品	店舗面積	開設年月日
①ヨークベニマル須賀川西店	スーパー	食料品、衣料品、家庭用品	4,552㎡	H2(1990).7
②ながめまショッピングパーク	スーパー	食料品、衣料品、家庭用品	1,862㎡	H7(1995).11
③カワチ薬品須賀川店	専門店	家庭用品、食料品、医薬品・化粧品	2,371㎡	H8(1996).2
④リオン・ドール須賀川南店	食品スーパー	食料品、家庭用品	1,404㎡	H8(1996).6
⑤ダイユーエイト須賀川西店	ホームセンター	DIY関連用品、家庭用品	3,860㎡	H11(1999).4
⑥須賀川東部ショッピングセンター (スーパーマーケットいちい須賀川東店)	食品スーパー	食料品、家庭用品	2,272㎡	H12(2000).11
⑦リオン・ドール須賀川東店	スーパー	食料品、家庭用品、書籍・雑誌	4,679㎡	H15(2003).9
⑧カワチ薬品須賀川東店	専門店	医薬品・化粧品、家庭用品、食料品	2,486㎡	H16(2004).12
⑨イオンタウン須賀川	ショッピングセンター	食料品、家庭用品、衣料品、身の回り品	13,480㎡	H17(2005).10
⑩ケーズデンキ須賀川パワフル館	専門店	家電、情報通信機器	2,607㎡	H19(2007).3
⑪メガステージ須賀川 (ヨークベニマル・スーパースポーツゼビオ ・ダイユーエイト・ヤマダ電機)	専門店	食料品、スポーツ用品、DIY関連用品、家電	21,001㎡	H19(2007).12
⑫フレスポ須賀川	ショッピングセンター	食料品、日用品等	8,501㎡	H25(2013).9
⑬サンデー須賀川店	ホームセンター	建築資材、家庭用雑貨、日用雑貨	4,295㎡	H25(2013).10
⑭(仮称)ドン・キホーテ須賀川山寺道開 発プロジェクト	ディスカウントストア	日用品雑貨、家具、寝具、インテリア用品、 衣料品、化粧品、インテリア雑貨、バラエティ グッズ、シューズ、家電製品など	2,237㎡	H30(2018).11
		計	73,370㎡	

資料：市商工労政課

(3) 中心市街地内における主要施設の移転・閉店の経緯

① 赤トリキ須賀川店・中町店

平成12年1月：須賀川店閉店

平成16年3月：中町店として営業再開

平成17年5月：中町店閉店

(本店の閉店以降、中心市街地内には店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗なし)

② 市役所

平成23年：東日本大震災により被災し解体 中心市街地外の4か所へ機能を移転

平成29年：再建した庁舎が開庁

③ 総合福祉センター・図書館・中央公民館⇒市民交流センター

平成19年：赤トリキ跡地で総合福祉センターが供用開始

平成23年：総合福祉センターが東日本大震災により被災し解体

平成31年：総合福祉センター跡地に図書館や中央公民館の機能を引き継ぎ、生涯学習機能や子育て支援などの機能を有する市民交流センターが開館

市民交流センター開館に伴い図書館と中央公民館を解体

④ 芭蕉記念館⇒(仮称)文化創造伝承館

平成26年：東日本大震災により被災したため、芭蕉をもてなした相楽等躬の屋敷跡地に建つビルに移転し仮設運営

平成32年：芭蕉記念館の機能を引き継ぐ(仮称)文化創造伝承館整備予定

[4] 都市機能の集積のための事業等

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・須賀川駅西地区都市再生整備事業（道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、既存建造物活用事業（高次都市施設））
- ・南部地区地域生活基盤施設整備事業
- ・南部地区高質空間整備事業
- ・南部地区地域創造支援事業
- ・須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業（防災広場等整備）
- ・市道 1104 号線道路整備事業（駅西地区東西幹線道路）
- ・須賀川駅並木町線整備事業（南町工区）
- ・翠ヶ丘公園内老朽化施設リノベーション事業
- ・公共下水道整備事業
- ・上人壇廃寺跡史跡公園整備事業

5. 都市福利施設を整備する事業

- ・風流のはじめ館整備事業（(仮称)文化創造伝承館整備事業）
- ・こどもセンター運営事業
- ・博物館整備基本計画策定事業

6. 居住環境向上のための事業

- ・地域優良賃貸住宅整備費補助事業

7. 商業の活性化のための事業

- ・市民交流センターを核とした回遊推進事業
- ・特撮文化推進関連事業
- ・すかがわ国際短編映画祭
- ・中心市街地商業集積促進補助金
- ・まちなか出店推進補助事業
- ・まちなか出店推進事業
- ・商店街にぎわい事業費補助事業
- ・ウルトラマンを活用したイベント事業
- ・須賀川駅西地区商業機能誘導事業
- ・ウルトラマンを活用した商品開発支援事業
- ・創業支援事業
- ・市民交流センター内チャレンジショップ事業
- ・中心市街地民間事業サポート事業
- ・シェア店舗整備事業
- ・Rojima-すかがわの路地 de マーケット-
- ・元気だ！すかがわあきんど祭り
- ・すかがわ商店街「雛（ひな）の笑顔に会えるまち」
- ・おはよう青空市場
- ・まちの回遊マップ作製事業

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・循環バス運行事業
- ・乗合タクシー運行事業

1 1. その他中心市街地の活性化のための必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) まちづくり会社「こぷろ須賀川」との連携

株式会社こぷろ須賀川は、須賀川市の中心市街地の活性化を目指して須賀川市や須賀川商工会議所、地元商店街や地元企業、金融機関が出資をし、平成 25 年 5 月 2 日に設立した「まちづくり会社」である。新たに中心市街地で開業しようとする創業者に対する支援や、中心市街地の情報発信などを主に行っている。平成 28 年には、リノベーションプロジェクトにより改修した店舗を活用した「Co-Kitchen 軒の栗ダイニング」の営業を開始、平成 29 年には中心市街地の駐車場不足と回遊性向上を目指したコインパーキング「co-parking」の運営を開始している。

(2) 商業関係団体との連携

複数の商店会等が形成されている中心市街地において、中心市街地の一体的な賑わい創出・活性化を目指して、平成 15 年から「元気だ！すかがわあきんど祭り」が開催されている。この祭りは、中心市街地の全域にある約 60 店舗が参加して毎月第 4 土曜日に開催されているもので、現在では市民への定着も深まり、中心市街地の活性化に寄与するイベントとなっている。

また、東日本大震災後の平成 27 年 6 月からは手作り市「すかがわの路地 de マーケット Rojima」が、市内の若手有志がボランティアで運営する Rojima 実行委員会により、毎月第 2 日曜日に本町を中心とした路地や空き店舗などで開催されており、賑わいを見せている。

(3) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

① ウルトラマンを活用したまちづくり

須賀川市出身である円谷プロダクション創設者の故円谷英二氏とのつながりから、ウルトラマンの故郷「M78 星雲光の国」と須賀川市が、平成 25 年 5 月 5 日に姉妹都市として提携した。

これに伴い、提携記念モニュメントを JR 須賀川駅前に平成 25 年 7 月 7 日に設置したほか、WEB 上には仮想都市「すかがわ市 M78 光の町」が誕生し、住民登録や各種イベントの情報発信等を行っており、平成 29 年度に実施したアンケートでは、須賀川駅並木町線などに設置されたウルトラマンのモニュメントやベンチが、市民・事業者双方から高い評価を得ている。

今後も、官民連携した事業展開を行い、中心市街地への来街者の増加や回遊性の向上を図る。

② 市民と連携した市民交流センターの整備・運営

平成 31 年 1 月に開館した市民交流センターは、新しい中心市街地の拠点となる施設である。そのため多くの市民に利用されることで中心市街地の活性化にも寄与することができる施設としての整備を目指し、計画段階からワークショップを開催するなどして多くの市民参加を得て、その意向を反映させた整備を進めてきた。

開館後の管理運営についても、市民や有識者の意見を反映させ、市民参加型の施設運営を目指し「管理運営協議会」を平成 28 年 7 月に設置し協議を重ねており、施設運営のための登録制ボランティア組織「t e t t e パートナーズクラブ」を平成 30 年 8 月に設立した。

開館を約 1 年後に控えた平成 30 年には、1 月に公募により決定した愛称「t e t t e」の公表、2 月に「t e t t e の可能性を考えるシンポジウム」を開催し、様々な形で開館に向けた気運を盛り上げてきたところである。

また、市民交流センター内には、円谷英二監督の偉業を顕彰するとともに、子どもたちに学びの大切さ、挑戦する素晴らしさを伝え、次世代に生きる人々に大きな夢を与えるべく、円谷英二ミュージアムが整備され、あわせて施設を活用した特撮文化推進関連事業の展開を図っていく。

[2] 都市計画等との調和

(1) 須賀川市都市計画マスタープラン（平成 21 年 10 月策定）

本市の都市計画の基本的な方針である「須賀川市都市計画マスタープラン」において、本計画と同様に中心市街地については以下のように位置付けられており、本計画で目指す中心市街地の活性化やそのための都市機能の集積などといった方向性と適合している。

- 中心市街地：公共公益施設、商業・業務施設などの集積を図り、求心を高めます。

（第 3 章 2-1. 区域の考え方 より）

- 中心核：中心核は中心市街地を指し、市役所をはじめとする公共施設や商業業務が集積した地区です。今後も中心地区として都市機能が集積する都市づくりを進めます。

（第 3 章 2-2. 都市構造 より）

- 中町を中心とした地区は古くからの商業地区であり、本市の中心市街地として、集客力を高め、だれもが利用しやすく、賑わいのある商業・業務地としての形成を目指します。

（第 3 章、3-1. 都市計画区域内の土地利用方針、(1) 2) 商業地 より）

(2) 須賀川市第 8 次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン 2018」(平成 30 年 3 月策定)

本市の最上位計画である「須賀川市まちづくりビジョン 2018」においては、最も基本となる「第 3 章 まちづくりの基本方針」の中で、本計画でも目指している中心市街地の定住促進やコンパクトまちづくりについて以下のように位置付けている。

- 都市計画区域におけるコンパクトシティの推進

本計画や関連分野の計画等を踏まえ、コンパクトで持続可能な都市構造へ効率的に移行させるため、都市計画区域を対象に「立地適正化計画」を策定し、計画区域内への都市機能集約や定住人口の促進を図ります。

（第 3 章、第 1 目指す将来の姿、4 土地利用 より）

- 商工業の振興に努めるとともに、関係機関や地域・事業者と連携し、中心市街地の活性化に努めます。

（第 3 章、第 3 政策別基本方針、政策 5 活力とにぎわいあふれるまちづくり より）

[3] その他の事項

(1) 国の地域活性化施策との連携

本市は、平成 30 年 3 月に都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上に、ハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデル都市（地方再生コンパクトシティ）として全国 32 都市の中に福島県内で唯一選ばれている。

本市では、国の集中的な支援のもと、中心市街地区域内の市役所周辺を対象とした「都市再生整備計画 須賀川南部地区（第 2 期）」に基づき、（仮称）文化創造伝承館の整備や軒行灯、面格子などの修景活動の支援による文化の継承と景観形成を図ることによって、風流のまちづくりと賑わい創出を推進するとともに、今後も『選ばれるまち すかがわ』を目指して更なるまちづくり事業に取り組んでいる。

(2) 県との連携

本市中心市街地区域のメイン道路である県道須賀川駅並木町線については、第 1 期計画においても、本市との連携のもと県施工により本町工区の拡幅を行い、来街者や周辺住民が歩行しやすい環境を整備したところである。第 2 期基本計画においても本町工区に引き続き大町工区の拡幅を行い、訪れやすく暮らしやすい環境整備を連携し目指していく。

空き店舗の利活用については、福島県においても補助制度を始めとした支援を行っており、連携した対策を実施しているところである。

また、中心市街地の活性化のためには、大規模な小売商業施設の立地について広域的な調整を図ることが重要であるが、福島県では「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」（平成 17 年 10 月制定、平成 18 年 10 月施行）とあわせて、「福島県商業まちづくりの基本方針」（平成 18 年 6 月策定、平成 25 年 12 月改定）により、生活圈や人口規模、都市機能の集積状況にあわせた立地誘導を図っている。これにより、店舗面積 6,000 m²以上（店舗面積の算出が困難な場合は延べ床面積が 10,000 m²以上）の小売商業施設については、郊外への立地が抑制されている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び 3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手續	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項の〔2〕中心市街地活性化協議会に関する事項に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域の〔3〕中心市街地要件に適合していることの説明に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項の〔2〕都市計画手法の活用に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. に記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. に記載